

福島市公告第 88 号

福島駅周辺まちづくり検討業務委託を行う公募型プロポーザル事業者募集手続き開始について

福島駅周辺まちづくり検討業務委託事業者を下記のとおり募集します。

令和6年4月5日

福島市長 木幡 浩

## 記

### 1 業務概要

- (1) 委託業務の名称  
福島駅周辺まちづくり検討業務委託
- (2) 業務の内容  
特記仕様書のとおり
- (3) 委託契約期間  
契約締結日から令和7年3月31日(月)まで
- (4) 委託料の上限額  
4,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

### 2 参加資格要件

参加資格要件は次に掲げる全ての条件を満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 福島市の令和6年度業務委託有資格業者名簿の「調査・計画策定業務」に登録されている者であること。
- (5) 募集開始の日からプロポーザル審査会の日までに、福島市から競争入札参加停止を受けていないこと。

(6) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(契約の相手方が個人である場合にはその者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められること。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)(以下暴力団対策法という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる関係を有すること。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる関係を有すること。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(8) 過去5年以内(平成31年4月1日～令和6年3月31日)に日本国内で地方公共団体が委託したまちづくり関連の計画策定業務又は類似業務の受託者として実績があること。

(9) 業務全般に責任を持つ管理技術者及び主たる担当者は、上記(8)業務の担当業務実績を有すること。

### 3 参加手続き等

「福島駅周辺まちづくり検討業務委託公募型プロポーザル実施要領」及び「福島駅周辺まちづくり検討業務委託特記仕様書」を確認のうえ、必要書類を期限までに提出すること。

なお、当該実施要領、仕様書その他申請に必要な書類等については、福島市ホームページの入札情報内に掲載するので、ダウンロードにより入手すること。

### 4 事業者選定方法

「福島駅周辺まちづくり検討業務委託事業者選定審査会」の審査において、提出書類及び審査会ヒアリングの採点結果をもとに、優先交渉事業者及び第2位優先交渉事業者を決定する。

5 担当部局

〒960-8601 福島市五老内町 3 番 1 号

福島市 都市政策部 都市計画課 担当:佐藤、渡辺

電話:024-573-4979